

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 基本測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の実施(二件)……(同)……一
- 公共測量の終了(九件)……(同)……二
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……(同)……二
- ……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三
- 建築基準法による一団地の区域……(同)……三
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……三
- 告示(監)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者……(同)……四
- 告示
- 優良映画等の推奨……(同)……四
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……四
- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……(同)……五

告示

●東京都告示第千二百二十九号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 日時 平成二十七年七月三十日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社アドヴァンスライフセンター

(二) 代表者氏名 代表取締役 藤澤 千佳子

(三) 主たる事務 板橋区大山町九番四号かどやビル一階所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九五〇三号

(五) 免許年月日 平成二十五年七月二十五日

●東京都告示第千三百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 国土地理院

二 測量の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 国分寺市東恋ヶ窪五丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年六月十五日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千三百三十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八丈町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 八丈町

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)

三 測量の区域 八丈島八丈町檜立地内

四 測量の期間 平成二十七年六月二十五日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千三百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都知事から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(三級基準点成果座標変換)

三 測量の区域

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村各区内

四 測量の期間

平成二十七年二月十六日から同年三月二十七日まで

●東京都告示第千三百三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量、三級基準点測量、四級基準点測量、地形測量、路線測量及び用地測量)

三 測量の区域

府中市地内

四 測量の期間

平成二十六年四月十五日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千三百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量(地籍調査)

三 測量の区域

江東区新木場三丁目地内

四 測量の期間

平成二十六年十月二十二日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千三百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 小金井市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 小金井市地内

四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第千三百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 狛江市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第千三百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 三鷹市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 三鷹市地内
 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十八日まで

●東京都告示第千三百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第千四百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日まで

●東京都告示第千四百一十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区舟渡一丁目、舟渡二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、大門、四葉一丁目、四葉二丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、泉町、宮本町、富士見町、双葉町、大和町、前野町一丁目及び幸町各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第千四百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき小金井市東町二丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の住所及び氏名
 小金井市東町二丁目十番五号 島田 良一
 同 右 島田 静江

同 市東町三丁目二番十三号 島田 栄二

二 土地区画整理事業の名称

小金井市東町二丁目土地区画整理事業

三 事務所の所在地

小金井市東町二丁目十番五号

四 施行認可の年月日

平成二十六年九月三十日

五 変更認可の年月日

平成二十七年七月二十一日

●東京都告示第千四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年七月二十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

豊島区目白一丁目千五十七番一の一 平成二十七年七月二日

部、同番十八、同番二十から同番七十二まで、同番二十五から同番二十七までの各一部、同番二十八並びに同番二十九及び同番三十の各一部、同番三十一、同番三十六の一部、同番四十一、同番四十二の一部、十二番一の一部、同番八、同番十七、同番二十、千二百三十二番二、千二百三十三番並びに同番三十三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁）

第二本庁舎三階中央

告示(監)

東京都監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成27年7月21日

- 東京都監査委員 山田 忠 昭
東京都監査委員 上野 和 彦
東京都監査委員 友 測 宗 治
東京都監査委員 筆 谷 勇
東京都監査委員 金子 庸 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 氏名 住 所
柳澤 秀樹 杉並区松ノ木二丁目37番7号
金子 靖 板橋区成増三丁目26番25-305号
大立日克哉 神奈川県川崎市麻生区上麻生三丁目2番1-633号
関根明日香 港区芝浦四丁目21番1-1117号
森 泰文 練馬区中村三丁目41番9-204号
八木 哲生 江戸川区西葛西六丁目17番15-402号 第2古野ビル
川本 恭兵 練馬区平和台四丁目7番1-505号
松田 麻貴 府中市宮西町一丁目18番地の6 ライオンズスナージュ府中シテイタワー1309
村田 明子 埼玉県川口市元郷二丁目13番14号
向川 美樹 文京区小石川一丁目13番9-807号

- 渡邊 靖雄 練馬区上石神井二丁目17番2号 ラ・ボスールII 1号室
齋藤 誉朗 武蔵野市中町二丁目13番9-310号ザ・パークハラス武蔵野中町
久保田和夏 埼玉県さいたま市浦和区常盤八丁目10番7-904号
高本 徹 豊島区駒込二丁目7番8-303号
森本恵梨奈 文京区白山五丁目1番9-801号
大貫 航 文京区大塚四丁目51番1-304号
炭籠 紘孝 千葉県松戸市岩瀬50番地の1 トユルナガラ301号
牛島 康介 大田区大森北一丁目8番1-403号
三浦 麻波 墨田区緑四丁目20番8-202号 アイランドムーヴル錦糸町
加佐見明夫 神奈川県横浜市鶴見区尻手一丁目1番16-1411号
畠山 豊 練馬区錦二丁目23番7号 ライオンズ練馬平和台アスタースタージュレイス404号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間
平成27年7月23日から平成28年3月31日まで

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上、有益であるものとして、次のとおり推奨する。
平成二十七年七月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由
四二九 映画 日本のいちばん長い日 『日本のいちばん長い日』製作委員会で育成する上、有益であると認める。
員会

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。
平成二十七年七月二十一日

- 一 店舗名 スーパーバリュー八王子高尾店
二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百四十六番二十ほか
三 設置者名 株式会社スーパーバリュー
四 意見
ア 聴取者 八王子市
イ 概要 意見なし
ウ 收受日 平成二十七年五月二十七日
五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>ウ 収受日 平成二十七年六月十七日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 足立区長</p>	<p>四 意見 足立区長</p>	<p>三 設置者名 有限会社谷古宇商事不動産部</p>	<p>二 店舗所在地 足立区保木間一丁目二十二番九ほか</p>	<p>一 店舗名 スーパーオザム足立保木間店</p>	<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>六 縦覧期間 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>ウ 収受日 平成二十七年五月二十八日</p>	<p>イ 概要 意見なし</p>	<p>ア 聴取者 北区長</p>	<p>四 意見 北区長</p>	<p>三 設置者名 株式会社島忠ほか一名</p>	<p>二 店舗所在地 北区浮間五丁目三番一号ほか</p>	<p>一 店舗名 （仮称）北区浮間計画</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 平成二十七年七月二十一日 東京都知事 外 添 要 一</p>																			
<p>(六)ア 店舗名 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンタ</p>	<p>ウ 設置者名 三菱UFJリース株式会社</p>	<p>イ 店舗所在地 江東区深川一丁目六番二号</p>	<p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p>	<p>(四)ア 店舗名 京王高尾ビル</p>	<p>イ 店舗所在地 八王子市初沢町千二百二十七番地三</p>	<p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p>	<p>イ 店舗所在地 北區赤羽一丁目六十七番五十八号</p>	<p>ウ 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p>	<p>(二)ア 店舗名 （仮称）ニトリ大田東糎谷店</p>	<p>イ 店舗所在地 大田区東糎谷二丁目十二番地</p>	<p>ウ 設置者名 株式会社ニトリ</p>	<p>(三)ア 店舗名 赤羽駅北ショッピングセンター</p>	<p>イ 店舗所在地 板橋区前野町三丁目二十番地一ほか</p>	<p>ウ 設置者名 ヒューリック株式会社</p>	<p>(一)ア 店舗名 （仮称）志村PJ新築工事（商業棟）</p>	<p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p>	<p>イ 店舗所在地 多摩市関戸一丁目十番地一ほか</p>	<p>ウ 設置者名 京王電鉄株式会社</p>	<p>(七)ア 店舗名 コモディイイダ東村山店</p>
<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>四 縦覧期間 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>ウ 設置者名 稲垣 傅一</p>	<p>イ 店舗所在地 練馬区南大泉四丁目五十番十号</p>	<p>ウ 設置者名 稲垣 傅一</p>	<p>(一) 概要 一(一)から(八)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。</p>	<p>(二) 意見の通知日 平成二十七年六月二十九日</p>	<p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>四 縦覧期間 平成二十七年七月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>									

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001